

## 違法駐車車両移動措置要綱の全部改正について

通達甲（交. 執. 取1）第13号

平成16年12月21日

### ○ 要綱の目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第51条の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う違法駐車車両の移動措置等及び法第51条の2の規定に基づき、署長が行う報告徴収等に関する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。